

訓練規定

1.00 訓練の目的

1.1 教会における訓練とは、違反者と教会の双方への配慮を、愛と援助の精神をもって建德的に表現するものである。訓練の目的は、教会の生活と働きを秩序正しいものとし、また、教会員の霊的成長を導き、個人や教会会議の欠点や過失、違反を正すものとなることである。訓練の執行される対象は、聖書により全キリスト者に求められている信仰と実践に反する行為、あるいは、教会政治に反する行為である。

1.2 教会における訓練は、過ちや違反の性質に相応したものでなければならない。個人に対しても教会会議に対しても、訓練の執行は常に、訓練の目的をわきまえ、慎重に考慮しなくてはならない。

1.3 訓練にはいくつかの措置があるが、目的はみな同じである。一般には、先ず助言を行い、その後初めてより厳しい措置に進むべきである。

a) 助言とは、個人あるいは教会会議が、その誤りを正し、欠陥を矯正し、経験から学び霊的に成長できるよう、励ましと支えを与えることである。

b) 戒告とは、正式の法的措置であ

り、個人あるいは教会会議の欠点、過失あるいは違反を認定し、その是正を促す、あるいは命令することである。

c) 教会員の資格停止とは、教会員総会における選挙権の一時的停止、および、小会と執事会を含む指導的立場からの解任である。教職者の資格停止とは、その職務の遂行の一時的禁止である。教会会議の資格停止とは、会議のもつ執行権限の一時的剥奪、および、上位諸会議への代議員派遣禁止である。資格停止は、期限付き、または無期限のどちらでも執行できる。

d) 罷免とは、教職者、長老、あるいは執事の按手を取り消し、その職務を解任することである。

2.00 訓練執行の権限

2.1 各個教会における訓練の責任と権限は、小会にある。教会の子どもたちの監督は第一にその両親が行うものであるが、小会は、両親が子どもたちの霊的形成をよく導くことができるよう援助を与える責任がある。小会による教会員への戒告あるいは資格停止は、重大な違反に限り、しかも助言の機会が十分もたれた後に、行われるのでなければならない。長老の小会からの解任あるいは執事の執事会からの解任は、職務の罷免を伴うものであってもよい。

2.2 教職者と教会に対する訓練の責任と権限は、その属する中会にある。中会による戒告、資格停止、あるいは罷免は、重大な違反に限り、しかも助言の機会が十分もたれた後に、行われるのでなければならない。

2.3 各個教会の行いが、教会員の霊性、あるいはより包括的な意味における教会の有機的一体性や働きを損なう場合には、中会伝道委員会、あるいは中会によって任命された特別委員会または委任委員会の、助言を受けなければならない。助言によって望ましい結果を得ることができなかったなら

ば、中会は次のような措置を取ることができる。すなわち、教会に戒告し、誤りを正すよう指導する。小会の資格停止を行い、一時的に委任委員会によって教会運営を行う。小会を解散させ、新しい長老の選挙を行う。教会を解散させ、教会員を他の教会に転会させる。

2.4 大会および総会の下位教会会議に対する訓練の責任と権限は、定期会議録点検と指導において、あるいは、下位教会会議によってなされた決議に関する上訴への応答において果たされる。下位教会会議の決議が教会政治の諸規則に反する時、あるいは、教会の有機的一体性や働き、教会生活を損なうような時は、特別委員会または委任委員会を通して、戒告、資格停止、誤りの矯正の助言、あるいは解散をすることができる。

2.5 各中会は常設委任委員会として司法委員会を設置する。小会会議より上位の教会会議は、常設委任委員会として訓練委任委員会を設置する。これらの組織は、委員会と呼ばれるにしても、訓練規定の下で与えられた権限と責任を遂行し、本訓練規定に従っ

て付託されるあらゆる案件を審議し、決定する権限を有する。教会会議は司法委員会あるいは訓練委任委員会に、他の務めと責任を付託することができる。その際、それらの付託された事柄を決定する権限を与えても、与えなくても良い。

☆コメント 司法委員会と訓練委任委員会は、独立した委員会とする場合もあるし、既存の委員会または委任委員会の小委員会として置く場合もある。これらの委員会には、本訓練規定が定める任務に加えて、他の責任を担わせることもできる。ある時は委員会であり、またある時は委任委員会としての権限をもつという「ハイブリッド（混合型）」の委員会とすることもできる。司法委員会は、普通の中会常設委員会としての働きを継続しつつ、訓練規定に関わる任務を果たす際には、案件に関する決定権限を有する委任委員会として機能する。司法委員会・訓練委任委員会は、委任委員会としての役割を果たすがゆえに、中会の定足数（教会憲法 5.5）に必要な教職者と長老によって構成しなければならない。

3.00 個々人への訓練

3.10 訓練聴聞のない場合

3.101 教会員が小会に対し自発的に過ちあるいは違反を認め、しかも誠実に矯正に努めていることが認められる場合は、その件について記録しなければならない。本人の同意があるならば、いかなる訓練の措置を取るにせよ、正式の訓練聴聞なしで行わなければならない。

3.102 正規の会員が、転出書をもたずに、あるいは名前の削除を求めずに、他のキリスト教会や宗教団体に加入した時は、小会は、決議により、その不規則行為を記録し、その者を名簿から削除しなければならない。その者に対する審理中の告訴あるいは訓練の執行があるならば、その旨を当該の教会あるいは団体に伝えなければならない。長老あるいは執事である会員が、キリスト教会以外の宗教団体に加入した場合は、その按手を取り消し、職務を剥奪しなければならない。

☆コメント 3.102は、その会員が他教派に移る時のみ適用される。他のカンバーランド長老教会に加入する場合は、審理中の告訴があるという事実を加入先の教会に伝えてもよい。また、一般的には伝えるべきであ

る。カンバーランド長老教会を離脱しようとしている場合には、審理中の告訴に関する情報は、受入れ教会からの要請があった時のみ提供される。

3.103 教職者は教職委員会に対し、自発的に過ちあるいは違反を認めることができる。その教職者が誠実に矯正に努めていることが認められ、また、委員会の提案するいかなる訓練にも同意するのであれば、正式の訓練聴聞なしで決定を行い、訓練を課することができる。そうでなければ、司法委員会は、3.400に定められている処置のために、その件を訓練委任委員会に付託しなければならない。

3.104 正規の教職者が、転出書を求めずに、他のキリスト教会や宗教団体に加入した時は、中会は、決議により、その不規則行為を記録し、その者を中会名簿から削除しなければならない。その者に対する審理中の告訴あるいは訓練の執行がある場合、当該の教会あるいは団体からの要請があれば、その旨を伝えなければならない。教職者が、キリスト教会以外の宗教団体に加入した場合は、その按手を取り消し、職務を剥奪しなければならない。

☆コメント 3.104は、その教職者が他教派に移る時のみ適用される。他のカンバーランド長老教会の他中会に移籍する場合は、審理中の告訴があるという事実を移籍先の中会に伝えるべきである。カンバーランド長老教会を離脱しようとしている場合には、審理中の告訴に関する情報は、受入れ教会からの要請があった時のみ提供される。

3.20 小会における訓練聴聞

3.201 小会は、個人（被告）に対するいかなる告訴も、告訴する本人（原告）の署名付きの文書で提出されたものでなければ受理してはならない。告訴の根拠となる行いによる被害者であると主張する者、あるいは、その行いに関する信頼すべき有力な情報を有する他の教会員が、原告となることができる。告訴が文書で提出されているか否かに関わらず、小会あるいはその構成員は、教会員が学んで霊的に成長できるよう励まし、支えるために、その会員と話し合っ助言することができる。

☆コメント 教会員の訓練聴聞と教職者の訓練聴聞は、それぞれ別の節で扱われる。3.201が明瞭にしているのは、不正行為の被害者以外の個人が告訴してもよいこと、また文書による告訴に署名できることである。たとえば、不正行為が起きたという「信頼できる有力な情報」があれば、その行為の目撃

者や被害者がそれを打ち明けた人（親など）が文書による告訴を行うことができる。またこの項は、キリスト者にとって助言はどのような時にも適法であると小会に想起させるものでもある。

3.202 個人に対するいかなる告訴も、申し立てられている過ちあるいは過失から2年以上経過後になされたものは、取りあげてはならない。ただし、性的不品行、あるいは、性的嫌がらせの場合は、その期間は10年間とする。更に、性的虐待、あるいは、子どもに対するわいせつ行為の場合は、その期間に制限を設けない。

3.203 小会が、その保護下にある者のキリスト者としての品性に影響を与えるような行いに対する告訴を受理した時は、告訴について調査する委員会を設け、被告に対する助言を行う。もし告訴が深刻な事態を招くおそれのある事柄に関わるものであれば、小会はいかなる時点でも聴聞と上訴の最終決定が出るまで、その者の指導的役割の資格停止を行うことができる。ただし、その資格停止は有罪を仮定するものではなく、教会の益のためにとられる措置であることが明白にされなければならない。

3.204 委員会が、調査によって、

告訴に根拠がないと判断した場合は、小会は、その件を棄却することができる。委員会が告訴に根拠があると判断し、本人も過ちあるいは違反を認め、本人がそのことに対して謙虚に改善しようという努力が見られるならば、委員会はそれらの事実を小会に報告し、ふさわしい訓練を提案しなければならない。小会または中会が、聴聞を続行しなくとも問題を十分解決できると判断するならば、本人の同意があるならば、正式な訓練聴聞をもたずに、訓練を執行することができる。この場合、記録を作成し、議長は書記に、執行された訓練について、原告に通知するよう指示する。

3.205 委員会が、調査によって、告訴に根拠があると判断したが、本人が過ちあるいは違反を認めていない場合、あるいは、提案された訓練について同意しない場合、委員会は、小会に対して告訴内容、調査によって入手した情報、発見事実、そして、訓練のための提案について、報告書を提出する。小会は有罪、無罪の決定のため、訓練の決定のため、あるいは、その両方のために、聴聞を行う。

a) 被告、原告、小会がほかに同意しない限り、聴聞の開催日時は10日目以降にしなければならない。議長は、文書による聴聞開催通知を、被告、原

告、小会の全構成員、調査委員会、および、被告、原告または小会が要請した証人全員に対して送付するよう書記に指示する。その通知は調査委員会によってまとめられた告訴文を含み、かつ、聴聞を行うことが被告の有罪を意味するものではないことを明白に述べていなければならない。

b) 訓練聴聞の通知は、手渡しされるか、通知を受け取るべき人間の、知りうる最新の住所へ書留郵便で送付しなければならない。他の方法が用いられても、確実に届けられていれば、その通知は有効である。

c) 小会は、正当な理由がある時は訓練聴聞を延期することができる。被告、または、原告の訓練聴聞欠席が、自動的に訓練聴聞延期の理由とはならない。

3.206 訓練聴聞は以下の通り執り行わなければならない。

a) 聴聞は、被告、原告、および小会が他の方法に同意する時のほかは、非公開でなければならない。非公開の聴聞に出席できるのは、小会の全構成員、被告及びその付添人、原告及びその付添人、および、小会の要請があれば、調査委員会の代表者、である。小会は、証人の全員に対し、全聴聞に出席させるか、証言する際のみ出席させるかを決定しなければならない。

☆コメント 被告あるいは原告と同席を許可された「付添人」とは、配偶者、親、その他家族、友人、または、カウンセラー、弁護士のような専門的アドバイザーである。しかし、付添人は、証人でない限り、聴聞の中で、被告あるいは原告に対し支援、助言する以外の役割はない。付添人は、審理に対して自らの意見を差し挟むことはできない。付添人が弁護士の場合、審理は教会的、霊的なものであって、法的なものでないことを十分認識しておかなければならない。

b) 書記は、音声録音、ビデオ録画、あるいは、筆記にて、訓練聴聞の完全なる記録を残さなければならない。

c) 議長は、1.1 項に記述の通り、会議の構成員とその他の出席者全員に、教会における訓練の目的を心に留めるよう注意を促す。

d) 調査委員会が作成した告訴文を読み上げる。

e) 証人の名簿を確認する。いかなる者も、証人が証拠を提供するに適格か異議申し立てを行うことができる。小会は、証人が証拠を提供するに適格か、また、提出された証拠が聴聞に適切か、の最終判断を行う。

f) 被告が告訴に対して発言する機会が与えられる。

g) 告訴を支持する証言およびその他の証拠が、初めに聴取される。次いで、被告を支持する証言およびその他の証拠が聴取される。証言は、常に訓

練の目的に沿ってなされなければならない。それが辛辣で報復的な感情によるものであってはならない。

h) 議長は、被告、原告、または小会の構成員に、証言およびその他の証拠に対する質問の機会を与える。議長は、取るに足らない、無意味な、あるいは、その他不適切な質問を却下できる。ただし、その裁定について小会に抗議できる。

i) 被告、あるいは、原告は、小会の全構成員の発言あるいは投票に対して、事件に関し不当な個人的利害関係を有することを含んだ、偏見を根拠として、異議申し立てをすることができ。すべての異議申し立ては、小会議により判断される。

j) 最終陳述をする機会が、被告、および原告に与えられる。

k) その後、小会の構成員のみが出席し、案件の審議を行う。すべての証拠が量られ、評価される。

l) 小会は、「示されている証拠から、被告に対する告訴について、有罪と判断するか、無罪と判断するか」、という質問に対して投票する。出席している小会構成員による投票の結果、過半数により有罪とならない限り、被告は無罪とされる。

3.207 被告が無罪と判断された場合。

a) 議長はこの決定を被告と原告に告知する。議長は、臨席している者に、この訓練の審理の重要性と教会の本質が和解の共同体であり、互いに悔い改めと赦しの愛の精神をもって接することがすべてのキリスト者の責任であることを想起させる。

b) この告訴もしくは決定に関しては、正当な理由による小会の特別な指示がない限り、小会会議録に記録する必要がない。

3.208 被告が有罪と判断された場合。

a) 小会はその会員に適用すべき訓練を決定する。訓練の内容が決定されたら、議長はその決定を被告と原告に告知する。小会の指示が特でない限り、課された訓練は直ちに効力を発する。

b) 議長は訓練の元に置かれた人が、祈りと反省をもってその決定に応答し、過ちや違反を可能な限り矯正しよう努めることを促す。

c) 議長は、臨席している者に、この訓練の審理の重要性と教会の本質が和解の共同体であり、互いに悔い改めと赦しの愛の精神をもって接することがすべてのキリスト者の責任であることを想起させる。

d) 会議録には被告の名前、その会員が有罪となった告訴内容、及び課せられた訓練が記される。被害者の名前、

または本人と知れる事柄については外部にもれないように適切な注意を払う。

3.209 訓練聴聞の執行後に、先の下された決定を修正し得る新しい証拠が発見された場合、訓練を課されている人は、小会または中会に追加の聴聞を求めることができる。小会が追加聴聞を行うと決定した時は、新しい証拠のみを提出する。

3.210 訓練を終了するのに正当な理由を裏付ける十分な証拠が発見されたら、小会はそのことを考慮し、聴聞を開催する。もし、以下の三点について、十分で信頼すべき証拠にたる証言、ないしは別の証拠が提示されるなら訓練を終了させることができる。i) その人が過ちや違反を悔い改めていること、ii) その問題について更生の道を進んでいること、iii) その人が再び過ちや違反に陥るとは考えられないと確認すること。

☆コメント 小会は、その人が再び過ちと罪に陥らないと確信しない限り、訓練を終了すべきではない。

3.211 他の教会に転会するとき、小会がふさわしいと考えるなら、訓練聴聞の記録の写しをその教会会議に送付することができる。この場合、その

教会会議が聴聞を行ったものとみなして、訓練を引き継ぐことができる。

3.30 長老および執事に 対する特別な手続き

3.301 いかなる長老あるいは執事も、その職のゆえに、調査あるいは訓練を免除されてはならない。また、その職の重要性のゆえに、些小の告訴に基づいて調査を受けたり、あるいは薄弱な根拠に基づいた訓練を課されることがあってはならない。

3.302 もし調査、聴聞の結果が訓練規定3.20に規定された事柄と見なされ、長老もしくは執事が教会に多大の損害をもたらし、その人の職責遂行を危うくするような過ちあるいは違反によって有罪とされた場合、情状を問わず、資格停止あるいは罷免を課さなければならない。しかし、小会はいやしと和解への希望をその人に伝えなければならない。

3.303 長老あるいは執事が資格停止あるいは罷免を執行された場合、小会は、和解と回復がもたらされることを目指して、その人への牧会的配慮を続けなければならない。

3.304 長老あるいは執事が資格

停止あるいは罷免を執行された場合、または、資格停止あるいは罷免が解除された場合、その決定を教会員に告知しなければならない。

3.305 罷免されていた長老あるいは執事が、訓練を解除された場合、按手と職務は回復する。しかし、教会で仕えるには再び選挙で選ばなければならない。

3.40 教職者の訓練

3.401 教職者側の不正行為への告訴は、中会書記あるいは訓練委任委員会の委員に報告されなければならない。告訴を受理した者は、ただちにそれを訓練委員会委員長と中会書記に伝えなければならない。

☆コメント これらの規則は、告訴に関する重要な理念を認識するものである。すなわち、一旦告訴がなされたなら、その告訴は組織（この場合、中会あるいはその下部組織）に属するものとなり、最初に訴えをもち込んだ個人のものではない。訓練委任委員会が調査の結果、告訴に根拠なしと判断した場合、その告訴は公的な訓練聴聞には至らない。反対に、中会の構成員が不正行為を行っているとされる場合は、その行為をやめさせ、適切な訓練を課すのは、告訴人ではなく中会の責務である。これらの規則は、告訴を取り扱っていく責任を、告訴人ではなく、訓練委

任委員会と司法委員会に課すものである。告訴に関する知識のある者は誰でも、しかるべき機関に告訴が取り上げられるよう、告訴人を助けなければならない。

3.402 中会は、教職者（被告）に対するいかなる告訴も、告訴する本人（原告）の署名付きの文書で提出されたものでなければ受理してはならない。告訴の根拠となる行いによる被害者であると主張する者、あるいは、その行いに関する信頼すべき有力な情報を有する他の者が、原告となることができる。告訴が文書で提出されているか否かに関わらず、訓練委任委員会あるいは中会の他の構成員は、教職者が学んで霊的に成長できるよう励まし、支えるために、その者と話し合っ助言することができる。

3.403 教職者に対するいかなる告訴も、申し立てられている過ちあるいは過失から2年以上経過した後になされたものは、取りあげてはならない。ただし、性的不品行、あるいは、性的嫌がらせの場合は、その期間は10年間とする。性的虐待、あるいは、子どもに対するわいせつ行為の場合は、その期間に制限を設けない。

3.404 訓練委任委員会が、中会の保護下にある者のキリスト者として

の品性に影響を与えるような行いに対する告訴を受理した時は、その告訴について調査し、告訴されている教職者に対し助言を行う。もし告訴が深刻な事態を招くおそれのある事柄に関わるものであれば、訓練委任委員会はいつでも、その者の牧会的職務に制限を設けること、あるいは、聴聞と上訴の最終決定が出るまでいかなる地位であれ、その職の資格停止を行うことができる。ただし、その資格停止は有罪を仮定するものではなく、教会の益のためにとられる措置であることが明白にされなければならない。

3.405 調査の結果、訓練委任委員会が告訴の根拠を見いださなかった場合、その件を終結し、被告、原告、および司法委員会に報告する。委員会が、被告によって行われた違反を信じるに足る根拠を見いだした場合、また、被告が過ちあるいは違反を認め、誤りを改める誠実な努力を示している場合、訓練委任委員会はそれを司法委員会に報告し、適切な訓練の執行を提案する。司法委員会は、被告が同意すれば、公的な訓練聴聞を行わずに訓練を執行することができる。記録を作成し、教職委員会が原告に訓練の内容を通知する。

3.406 調査の結果、訓練委任委

員会が、被告が違反を犯したと信じる根拠を見いだしたが、本人が過ちあるいは違反を認めていない場合、あるいは、提案された訓練について同意しない場合、訓練委任委員会は1名から3名の委員を代表に指名し、正式の聴聞において司法委員会に告訴を行う。訓練委任委員会はただちに文書による報告を司法委員会委員長に提供する。報告には委任委員会代表の氏名、告訴の陳述文、調査によって入手した情報、発見事実、そして、訓練のための提案を含むものとする。

3.407 司法委員会は有罪無罪の決定のため、訓練を課すため、あるいはその両方のために聴聞を行う。

a) 特別な状況が起こらない限り、聴聞の開催日時は訓練委任委員会による報告作成から14日目以降かつ30日以内にしなければならない。司法委員会委員長は、文書による聴聞開催を、被告、原告、司法委員会委員、訓練委任委員会代表、および、被告または訓練委任委員会代表が要請した証人全員に対して送付する。その通知は、訓練委任委員会によってまとめられた告訴文を含み、かつ、聴聞を行うことが被告の有罪を意味するものではないことを明白に述べていなければならない。

b) 訓練聴聞の通知は、手渡しされるか、通知を受け取るべき人間の、知

りうる最新の住所へ書留郵便で送付しなければならない。他の方法が用いられても、確実に届けられていれば、その通知は有効である。

c) 司法委員会は、正当な理由がある時は訓練聴聞を延期することができる。被告または原告の訓練聴聞欠席が、自動的に訓練聴聞延期の理由とはならない。

3.408 聴聞は以下のように執り行われる。

a) 聴聞は通知を受け取った人を除き、非公開で行われる。司法委員会は、すべての証人に対し、聴聞開催中すべてに出席することを許可するか、それぞれ証言の時のみとするか、を決定する。

b) 司法委員会は、音声録音、ビデオ録画、あるいは、筆記にて、訓練聴聞の完全なる記録を残さなければならない。

c) 聴聞は司法委員会の委員長によって執り行われる。委員長が不在の場合は副委員長か他のメンバーによって執り行われる。委員長は、1.1に記述の通り、出席者全員に、教会における訓練の目的を心に留めるよう注意を促す。

d) 訓練委任委員会が提出した告訴文を確認する。

e) 証人の名簿を確認する。いかなる者も、証人が証拠を提供するに適切か異議申し立てを行うことができる。

証人が証拠を提供するに適格か、また、提出された証拠が聴聞に適切かの最終判断は司法委員会が行う。

f) 被告は告訴に対して短く発言する機会が与えられる。

g) 告訴を支持する証言およびその他の証拠が、初めに聴取される。次いで、被告を支持する証言およびその他の証拠が聴取される。証言は、常に訓練の目的に沿ってなされなければならない。それが辛辣で報復的な感情によるものであってはならない。

h) 委員長は被告、聴聞委員会の代表、または司法委員会の委員に証言およびその他の証拠に対する質問の機会を与える。委員長は、取るに足らない、無意味な、あるいは、その他不適切な質問を却下できる。ただし、その裁定について司法委員会へ抗議できる。

i) 被告、あるいは、聴聞委員会の代表は、司法委員会のいかなる構成員の発言あるいは投票に対して、事件に関し不当な個人的利害関係を有することを含んだ、偏見を根拠として、異議申し立てをすることができる。すべての異議申し立ては、司法委員会により判断される。

j) 最終陳述をする機会が、訓練委任委員会の代表および原告の両者に、または、そのどちらかに与えられ、そして、被告に与えられる。しかし、被告は最後に陳述する権利を有する。

k) 司法委員会の委員のみが出席し、案件の審議を行う。すべての証拠が量られ、評価される。

l) 司法委員会は、“示されている証拠から、被告に対する告訴について、有罪と判断するか、無罪と判断するか”という質問に対して投票する。出席している司法委員会の委員による投票の結果、過半数により有罪とならない限り、被告は無罪とされる。

3.409 被告が無罪と判断された場合。

a) 委員長はこの決定を被告、原告、及び訓練委任委員会の代表に告知する。委員長は、臨席している者に、この訓練の審理の重要性と教会の本質が和解の共同体であり、互いに悔い改めと赦しの愛の精神をもって接することがすべてのキリスト者の責任であることを想起させる。

b) 司法委員会は中会に対して以下の通り報告する。「司法委員会は〇〇〇〇（被告名）に対し出された告訴内容を検討しました。調査及び聴聞の結果、〇〇〇〇は告訴に対し無罪であると判断しました」

3.410 被告が有罪と判断された場合。

a) 司法委員会は被告に適用すべき訓練を決定する。教職者が、教会

に多大の損害をもたらし、かつ、その人の職務遂行を危うくするような過ちあるいは違反によって有罪とされた場合、情状を問わず、資格停止あるいは罷免を課さなければならない。

b) 訓練の内容が決定されたら、委員長はその決定と聴聞を被告、原告及び訓練委任委員会の代表に通知する。訓練委任委員会の指示が特にならない限り、課された訓練は直ちに効力を発する。

c) 委員長は訓練のもとに置かれた教職者が、祈りと反省をもってその決定に応答し、過ちや違反を可能な限り矯正するよう努めることを促す。

d) 委員長は、臨席している者に、この訓練の審理の重要性と教会の本質が和解の共同体であり、互いに悔い改めと赦しの愛の精神をもって接することがすべてのキリスト者の責任であることを想起させる。

e) 原告及び被告が中会に対し発言する機会が与えられている場合を除き、司法委員会の委員及び中会の構成員による非公開の会議において、司法委員会は中会に対して報告を行う。その報告には被告の名前、有罪となった告訴内容、及び課せられた訓練が含まれる。被害者の名前や本人を特定できる事柄については外部にもれないように適切な注意を払う。3分の2以

上の賛成により、中会が有罪の決定内容あるいは課された訓練の再審議のために新たな委任委員会を任命しない限り、司法委員会の決定は最終のものである。新たな委任委員会が任命された場合は、上訴の規定に沿って、司法委員会の決定の再審議を行う。

☆コメント 司法委員会の決定の再審議を行うために、中会にて3分の2以上の賛成が要求されるのは、次の理由からである。中会は司法委員会に対し、中会の権限を与えている。司法委員会の決定を無効にすることは、会議規定の、3分の2以上の賛成が要求される無効動議と同様に扱われるからである。(会議規定8.35 b参照)ほとんどの中会は、今まで諸々の理由(時間的制約、犠牲者のプライバシーの保護の必要、名誉棄損並びにその他の法的責任を問われることへの危惧、そして、特に、大きな中会では、中会会議は聴聞を行う場としてふさわしい場ではないという事実などを含む)から、訓練に関する事柄を中会の議題としないことが好ましい、という判断をしてきている。定期の中会会議を待つことで遅滞することがないように、上訴は直接次の上位会議へ上程することができる。

3.411 訓練聴聞の執行後に、先に下された決定が修正し得る新しい証拠が発見された場合、訓練を課されている教職者は、司法委員会に追加の聴聞を求めることができる。司法委員会が追加聴聞を行うと決定した時は、新

しい証拠のみを提出する。

3.412 　いかなる教職者も、その職のゆえに、調査あるいは訓練を免除されてはならない。また、その職の重要性のゆえに、些少の告訴に基づいて調査を受けたり、あるいは薄弱な根拠に基づいた訓練を課されることがあってはならない。

3.413 　教職者が、教会憲法に基づいて中会が認めている牧会の務めを常習的に履行しない場合、中会は、不履行の理由を究明し、しかるべき対策を講じる。

3.414 　教職者が資格停止あるいは罷免を執行された場合、中会はその人への牧会を続け、教会との関係の継続についてその人と協議する。

3.415 　資格停止あるいは罷免を執行された教職者の復職は、本人からの願いが出された場合に限られる。その教職者の復職の正当な根拠となる十分な証拠があると思われる場合、司法委員会は、復職検討のための聴聞を開催する。教職者の復職が認められるのは、十分な信頼できる証言あるいは他の証拠に基づいて、本人が以下の条件を満たしていると司法委員会が確認した場合のみである。(i) 過ちあるいは違反を悔い改めていることを十分な期

間にわたって示している。(ii) 問題の矯正に向かっている。(iii) 再びその過ちあるいは違反を犯す恐れは少ない。(iv) 教会の働きに適している。罷免された教職者の復職は、按手を更新し、職を回復させる。

3.416 　教職者が資格停止を課された場合、資格停止の期間中、いかなる教会においても職務を遂行してはならない。その人が牧師の務めを果たしている教会すべてに、資格停止が通知される。いかなる教会も、資格停止を知らず、停止期間中にその人に区域内での職務の遂行を許すならば、訓練に服することになる。

3.417 　教職者が資格停止を課された場合、中会はその裁量により、区域内のその人が牧会している教会とその人との牧会関係を解消することができる。

3.418 　教職者が罷免された場合、いかなる教会においても職務を遂行してはならない。その人が牧師として奉仕している教会すべてに罷免が通知され、中会は牧会関係を解消する。いかなる教会も、罷免を知らず、その人に区域内での職務の遂行を許すならば、訓練に服することになる。

3.419 教職者が資格停止あるいは罷免を執行された場合、書記は他のすべての中会の書記にそれを通知し、その人が深刻な過ちあるいは違反ゆえに有罪とされ罷免されたことを告げる。教職者が職を回復した時は、書記は他のすべての中会の書記にその旨を通知する。

3.50 個々人の 訓練に対する上訴

3.501 訓練決議に対する上訴は、案件を直上位の教会会議に移管する。下位の教会会議による訓練決議に対する上訴は、小会、中会司法委員会、大会司法委員会のいずれか該当するものが決定をくだしてから 30 日以内に行わなければならない。期日内に教会会議の決議に対する上訴がなければ、その会議の決議が最終決定となる。

☆コメント 上訴は、訓練決議が中会全体あるいは大会全体の会議に報告されるより前に提起することができる。中会あるいは大会が、その会議にかわってなされた訓練の決定を再考する採決をした場合、その下位会議が最終決定する機会を与えるために、上訴を棄却する。一度上訴が上位会議によって決定されたなら、下位会議はもはや自分たちのくだした決定の再考を行うことはできない。

3.502 何らかの決議が上訴され

ている下位教会会議が、その決定を再考する採決をした場合、上訴は棄却され、案件は下位教会会議に戻される。下位教会会議が再考を完了し、案件の最終決議を行った時は、その決議に対して新たに上訴を行うことができる。

3.503 上訴をなす正当な根拠は、以下に挙げる通りである。すなわち、下位教会会議が正当な手続きを怠った場合、下位教会が決定において過ちあるいは不公正を行った場合、あるいは、下位教会会議が教会憲法あるいは教会の他の諸規則に反する決議を行った場合。

3.504 個々人の訓練に関する案件の上訴を行うことができるのは、原告、過ちあるいは違反によって有罪とされた被告である。中会の司法委員会がなした訓練の決定に対する上訴は、中会の訓練委任委員会も行うことができる。

3.505 上訴は、直上位の教会会議の書記に上訴状を提出することにより始まる。上訴状は、上訴する人と上訴の元となる裁定を行った会議を特定するための十分な情報、上訴の根拠、および、決定の中で上訴の対象となる部分を含むものでなければならない。

3.506 書記はただちに、その教会会議の常設司法委員会委員長に上訴状の写しを送付する。書記および司法委員会委員長が、正当な上訴の基準を満たしていると判断する場合、上訴は進められる。そうでない場合は、上訴は棄却される。上訴が棄却された場合、書記は上訴を提出した人に手紙を書き、棄却の理由を説明する。上訴が進められる場合、司法委員会委員長は小会あるいは司法委員会のいずれか該当するほうが行った全聴聞の記録を入手する。

3.507 上訴に対する当事者と言えるのは、次の通りである。

a) 小会の決議からの上訴の場合は、被告と原告。

b) 他の上訴の場合は、被告と原告、および中会の訓練委任委員会。

c) 上訴を提出した当事者が上訴人であり、他の全当事者は被上訴人とみなされる。

3.508 上訴は上位会議の司法委員会によって扱われる。司法委員会は上訴を受理後可能な限り速やかに上訴聴聞を開催する。

a) 上訴聴聞の書面による通知が、被告、原告、中会の訓練委任委員会、および上訴聴聞を行う司法委員会の委員へ届けられる。通知は以下の内容を

含む。すなわち、上訴聴聞の日時と場所、被告と原告の氏名、聴聞の対象となった告訴、当該案件を扱った下位教会会議の下した決定、上訴を行った当事者の氏名、上訴の根拠、決定の中で上訴の対象となっている部分の記述。

b) 書面による通知は、手渡しされるか、通知を受け取るべき人間の、知りうる最新の住所へ書留郵便で送付しなければならない。他の方法が用いられても、確実に届けられていればその通知は有効である。

c) 司法委員会は、正当な理由があれば上訴聴聞を延期することができる。いかなる当事者の上訴聴聞欠席であっても、自動的に上訴聴聞延期の理由とはならない。

3.509 上訴聴聞は以下の規定に従ってなされる。

a) 司法委員会が上訴聴聞の間に、あるいは直前に、聴聞記録を点検する。

b) 司法委員会は最初に上訴人より聴取を行う。上訴人は下位教会会議の決議が不備あるいは不正確である理由を説明する。次に司法委員会は被上訴人より聴取を行う。その後、上訴人は最終陳述を行う機会を与えられる。

c) 司法委員会が追加の証拠や情報を要求しない限り、上訴聴聞はもっぱら審理記録によって執り行われる。追加の情報や証拠を得るために、上訴聴

聞を継続することができる。

d) 上訴の審議には、司法委員会の委員のみが出席し参加することができる。

3.510 司法委員会は、上訴人が以下のことを示さない場合は、上訴を却下する裁定をください。

a) 下位教会会議が正しい手続きに従わなかったこと、決定の際に誤りや不正を行ったこと、または、教会憲法あるいは教会の他の諸規則に反して決議を行ったこと。ならびに、

b) 下位教会会議の不適切な決議が、案件の最終決定に重大な影響を与えたこと。

3.511 司法委員会が上訴を却下した場合、下位教会会議の裁定が有効となる。上訴人は、望む場合、次の上位教会会議に上訴する権利を有する。

3.512 司法委員会が上訴に賛成の場合は、上訴の対象となった決議を全体的に、あるいは部分的に破棄するか、誤りのあるまたは不完全な記録を修正するために案件を下位教会会議へ差し戻すか、あるいは、上訴の対象となった決議を再考するよう指示することができる。

3.513 司法委員会は教会会議に直接報告を提出する。報告には、上訴がなされたこと、上訴の当事者（被害

者の名や身元を保護するために必要な注意を払うことを除く）、上訴の根拠、そして決定した処分を記す。教会会議が3分の2以上の票によって上訴を再調査するための新委員会を設けない限り、司法委員会の決定が最終である。新委員会が設けられた場合、上訴に適用される諸規則を用いて下位教会会議の決定を再調査する。

☆コメント 司法委員会の決議は委任委員会の決議なので、決議の報告は教会会議に直接出されるのであって、教会会議の別の委員会を経由したり、委員会宛に提出されてはならない。

4.00 教会会議の訓練

4.001 総会以外の教会会議によって下されたすべての決定は、直上位の会議の点検を受け、定期会議録点検や指導、上訴、あるいは抗議によって、審理をその教会会議に移すことができる。

4.002 上訴や抗議の対象となっている決議を行った教会会議の構成員は、その上訴あるいは抗議を扱う上位会議の委員会や委任委員会に加わることができない。また、その人が上位会議の構成員である場合も、その上訴あるいは抗議に関連する動議について投票することはできない。

4.10 定期会議録点検と指導

4.101 中会以上の教会会議はすべて、規定されている期間毎に、直下位教会会議の議事手続きを点検しなければならない。教会会議が、点検を受けるために記録を直上位教会会議に送付しない場合、直ちに、あるいは、特定の日に送付するよう命令することができる。これに従わない場合、訓練執行の対象となる。

4.102 下位教会会議の記録を点

検するに当たっては、以下の点を審査することが適切である。

a) 議事手続きは正しいか。

b) 議事手続きは賢明、公正、かつ教会の徳を高めるものであるか。

c) 議事手続きが正しく記録されているか。

d) 上位教会会議の指示が遵守されているか。

4.103 一般的に、上位教会会議は記録の承認、あるいは、誤りや規則違反が発見された場合、それに対する適切と思われる決議を、会議録に記録しなければならない。点検中の下位教会会議の記録にも同じことを記入しなければならない。加えて、下位教会会議に対する何らかの決議を行った場合は、誤りあるいは規則違反を挙げ、下位教会会議に課す矯正決議を明示した通知を、その教会会議の書記に送る。個々人に対してなされた訓練の決議記録を点検する際は、規則に沿って上訴が提出されなければ、下位教会会議の決議を変更したり覆すことはできない。

4.104 教会会議がその責任を果たさず、そのために誤った教理や不道徳が発生したり、違反者が訓練を受け

ないまま放置されたり、また他の重大な規則違反を生じ、しかもそれが正しく記録されていない場合、そのような責務不履行や規則違反が起きていることを他の手段で知った上位教会会議は、記録が提出され点検と指導によってその問題が明らかにされたものとして、その件全体について調査、検討、審議を行い、決定を下さなければならない。

4.105 教会会議が、下位教会会議の記録、決議、あるいは他の満足のゆく手段によって、議事手続きにおける重要な怠慢、誤り、あるいは規則違反を知らされた時は、下位教会会議を召喚し、問題になっている件について何をしたか、あるいは何をしなかったかの説明を、代表者あるいは文書によって提出させることができる。下位教会会議の決議は、訓練に関する件を除き、十分な調査の後に、これを全体的あるいは部分的に覆することができる。あるいは、再考し正しい決議を行うようにとの指示を付して、その件を下位教会会議に差し戻すことができる。下位教会会議の説明が満足のいくものであり、その問題が深刻な事態をひき起こさないことが示された場合は、今後の決議に当たってはより注意深く行うようにとの警告を付した上で、点検を終了してもよい。

4.20 上訴

4.201 以下の規則は、一つの教会会議に関して、ある教会会議による訓練決議に対する上訴、及び訓練以外のあらゆる決議に対する上訴に適用される。上訴は既に決定された案件を下位教会会議から直上位の教会会議に転送する。

4.202 上訴をなす正当な根拠は、以下に挙げる通りである。すなわち、下位教会会議が正当な手続きを怠った場合、下位教会会議が決定において、誤りあるいは不公正を行った場合、あるいは、下位教会会議が教会憲法あるいは教会の他の諸規則に反する決議を行った場合。

4.203 上訴は、直上位の教会会議の書記に書面による上訴を提出することにより始まる。上訴状は、上訴する個人または教会会議を特定するための十分な情報、上訴の対象となる決議、その決議を行った教会会議、上訴の根拠、および、決議の中で上訴の対象となる部分、を含むものでなければならない。個人による上訴の場合、通知は上訴の対象となる決議がなされた日から10日以内に提出されなければならない。教会会議による上訴の場合、上訴の対象となる決議がなされた日か

ら60日以内に提出さなければならない。

4.204 教会会議の一つについての、ある教会会議による訓練決議に対する上訴は、訓練決議を行った教会会議の構成員は誰でも行うことができる。ただし、その訓練決議がなされたときに出席し投票した者の3分の1の署名を要する。あるいは、訓練を課された教会会議の決議によって正規の上訴とすることもできる。上訴があった場合、その上訴に対する最終的な判断がなされるまで、訓練決議は延期される。

4.205 訓練以外のあらゆる決議に対する上訴は、カンバーランド長老教会の会員は誰でも行うことができるが、その上訴に対する最終的な判断がなされるまでの間、決議を停止することはできない。ただし、下記の件で、かつ、決議がなされたときに出席し投票した者の3分の1が上訴に署名している時はこの限りではない。

a) 教職者の按手。

b) 中会が行う各個教会の合併、分割あるいは解散の決議。

c) 大会が行う中会の合併、分割あるいは解散の決議。

4.206 上訴に対する当事者と言えるのは、次の通りである。

a) 上訴を提出した個人または教会会議、すなわち、上訴人。

b) 誤ちや違反を行ったとして申し立てられた教会会議、すなわち、被告。

4.207 もし上訴が規定通りに期限内になされた場合には、上訴聴聞は上訴受理後可能な限り速やかに開かれなければならない。上訴聴聞は上位教会会議または、上位教会会議が指名した委任委員会によって執り行われる。

a) 上訴聴聞の書面による通知が、上訴人（上訴人が教会会議の場合は書記宛）、被告の書記、そして司法委員会の委員または上訴を聴聞している委任委員会へ届けられる。通知は上訴聴聞の日時と場所及び上訴人によって提出された上訴状の写しを含む。

b) 書面による通知は、手渡しされるか、通知を受け取るべき人間の、知りうる最新の住所へ書留郵便で送付しなければならない。他の方法が用いられても、確実に届けられていれば、その通知は有効である。

c) 上訴を聴聞している教会会議または委任委員会は、正当な理由があれば上訴聴聞を延期することができる。いずれかの当事者が上訴聴聞を欠席した場合、自動的に上訴聴聞を延期するものではない。

4.208 上訴聴聞は以下の規定に

従ってなされる。

a) 上訴を聴聞する教会会議または委任委員会が、上訴が規定通りに期日内に提出されたことを確認する。

b) 上訴の対象となった決議の記録を確認する。

c) 上訴人（上訴人が複数か教会会議の場合は代表者）より、下位教会会議の誤ちや違反についての説明を聴取する。次に、被告に下位教会会議の決議または誤ちのあった行為について答弁する機会を与える。そして、最後に上訴人に短く意見を述べる機会を与える。

d) 上訴を聴聞している教会会議または委任委員会は、追加の証拠や情報を要求することができる。必要な場合は、追加の証拠や情報が入手できるまで、上訴聴聞を継続することができる。

e) 上訴を聴聞している教会会議または委任委員会の構成員のみが上訴審議に参加することができる。

4.209 上訴人が、下位教会会議が決議に際し正しい手続きに従わなかったこと、決定の際に誤りや不正を行ったこと、または、教会憲法あるいはその他の規則に違反していることを示せない場合、上訴は却下される。

4.210 上訴が却下された場合、下位教会会議の決議が有効となる。上訴人が望む場合、次の上位教会会議に

上訴する資格をそのまま有する。上訴人が期日内に次の上訴を求めない場合、上訴は放棄されたと見なされ、上訴された決議または決定が最終となる。

4.211 上訴を聴聞している教会会議または委員会が上訴に賛成の場合は、全体にあるいは部分的に上訴の対象となった決議を破棄するか、誤りのあるまたは不完全な記録を修正するために案件を下位教会会議へ差し戻すか、あるいは、上訴対象決議の再検討のために下位教会会議を指示することができる。

4.30 不同意と異議

4.301 不同意とは、特定の問題に関して多数意見と異なる意見を、少数派の一人またはそれ以上の構成員が、理由を付さないで宣言することである。不同意は、それが節度あることばをもって述べられているならば、不同意を申し立てている者の氏名と共に、教会会議の記録に残さなければならない。

4.302 異議とは、特定の問題に関して多数意見と異なる意見を、少数派の一人またはそれ以上の構成員が、理由を付して宣言することである。異

議は、それが節度あることばをもって述べられているならば、異議を申し立てている者の氏名と共に、理由を付して教会会議の記録に組み入れなければならない。

4.303 教会会議の構成員により異議申し立てがなされた場合、教会会議は異議の理由に対して応答してもよい。

4.304 上位教会会議は、その会議が点検した記録に記載されているすべての異議を認める。上位教会会議は、必要に応じ、異議に関してそのほかの対応を取ってもよい。